

緒 言

第1章 標準産業分類作成要旨

わが国で産業分類を始めて作ったのは昭和5年(1930年)であつた。これより先、大正9年(1920年)の第1回国勢調査のときは職業分類だけが作られた。これは産業と職業を混同したような分類であつた。はつきり二つの分類に分れたのは、昭和5年のときである。その後経済統計の発達にともなつて、工業分類とか、農業分類とか、部分的な産業分類も生れてきた。しかも、それらの間に分類上の統一がなく解釈が区々であつたために、同一事業所が調査いかんによつて異なる産業に分類され、比較研究の上に多大の不便があつた。

そこで昭和15年(1940年)の国勢調査のときには、とりあえずわが国の標準分類を作成しようというので、各関係官庁の専門家が会合して、統一ある分類を作成したが、細部の運営要領や、大綱に関する定義などが理論的に確定されなかつたために形式のみの統一に終り、調査の結果、数字になお多大の差異を発見するにいたつて、理路整然たる標準分類作成の必要を痛感した。わが国では、まづ統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会を設置し、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究に取りかかつた。この委員会の下に各種専門部会が設けられたが、その中に産業分類専門部会を設けて、わが国の標準産業分類の作成にあつた。

その後、昭和27年8月行政機構の改革にともない、統計委員会は行政管理庁附属機関の統計審議会となつた。以後、その下に新たに産業分類部会を設置し標準産業分類に関する諸問題の審議に当ることとなり、従来の産業分類専門部会の委員が新しい部会の専門委員に任命された。

第1項 産業分類部会

産業分類部会は、行政管理庁長官から統計審議会議長にあてた諮問(下記)に基づいて審議をおこない今回で第2回の答申を統計審議会議長を通じておこなつた。

行政管理庁長官の諮問(昭和27年9月18日)

統計調査に用いる産業分類の基準の設定について、貴審議会の御審議をわずらわしい。

(理由)

従来わが国では、昭和24年に統計委員会産業分類専門部会で作った日本標準産業分類を標準的なものとして政令で公布し、各省庁で統一的に使用しているが、その後時運の

進展に伴い、経済構造も変革したので、これに適應するよう如何に改正すればよいか。これが諮問の理由である。

統計審議会長の第1回の答申は、昭和29年2月12日であり、この答申に基いて昭和28年3月31日の第2回改訂および昭和29年2月27日の第3回改訂がおこなわれ、第2回の答申(昭和32年4月26日)によつて今回昭和32年5月1日の第4回改訂がおこなわれたのである。

第2項 行政管理庁統計基準局産業分類専門部会運営要綱

1 目的

本専門部会は行政管理庁統計基準局長のもとに、標準的な産業分類基準および分類表に関する具体案を作成することを目的とする。

2 構成

本専門部会は、専門委員会、小委員会および幹事会をもつて構成し、その構成員である専門委員、小委員会委員および幹事は、行政管理庁統計基準局長が関係機関の職員および民間専門家の中から委嘱する。

専門委員会、小委員会および幹事会を主掌する部会長、小委員会主査および幹事長は専門委員会で定める。

小委員会は次の6つの小委員会から成る。

第1小委員会：農業、林業および水産業部門

第2小委員会：鉱業、商業および製造業部門

第3小委員会：建設業および不動産業部門

第4小委員会：金融、保険業部門

第5小委員会：運輸通信業、電気、ガスおよび水道業部門

第6小委員会：サービス業部門

3 運営

専門委員会は、小委員会の総合調整に当るほか、各小委員会より報告された産業分類案について審議する。

小委員会は、専門委員会指示の方針に基き、各担当産業分類に関する審議をおこないその結果を部会長に報告する。

幹事会は、各関係機関相互間の連絡および所属機関を代表する意見の交換をおこない、その結果を部会長に報告する。

第3項 関係者

イ 産業分類部会および専門委員会専門委員（昭和32年10月1日現在）

部会長	森 数 樹	統計審議会委員
専門委員	長谷川善彦	農林省農林経済局統計調査部調整課長（第1小委員会主査）（1956年2月まで）
専門委員	近藤武夫	農林省農林経済局統計調査部調整課長（第1小委員会主査）（1956年3月より）
専門委員	武内信男	通商産業大臣官房調査統計部管理課長（第2小委員会主査）
専門委員	江田正光	建設大臣官房調査統計課長（第3小委員会主査）（1957年7月まで）
専門委員	千葉 滋	建設大臣官房調査統計課長（第3小委員会主査）（1957年8月より）
専門委員	塩谷忠男	大蔵大臣官房調査課長（第4小委員会主査）（1957年6月まで）
専門委員	中嶋晴雄	大蔵大臣官房調査課長（第4小委員会主査）（1957年6月より）
専門委員	有田 毅	運輸大臣官房企画課長（第5小委員会主査）（1957年4月まで）
専門委員	亀山信郎	運輸大臣官房企画課長（第5小委員会主査）（1957年4月より）
専門委員	三浦直男	総理府統計局調査部国勢統計課長（第6小委員会主査）（1957年2月まで）
専門委員	三浦誠一	総理府統計局調査部国勢統計課長（第6小委員会主査）（1957年3月より）
専門委員	久我通武	農林省農林経済局統計調査部農林統計課長
専門委員	日野源四郎	総理府統計局調査部労働力統計課長
専門委員	大宮五郎	労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課長（1956年2月まで）
専門委員	広瀬忠三	労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課長（1956年3月より）
専門委員	佐藤久弥	郵政省経理局統計課長（1956年4月まで）
専門委員	蒔田聡夫	郵政省経理局統計課長（1956年5月より）
専門委員	向坂正男	経済企画庁調査局統計課長
専門委員	糸賀 庸	経済企画庁調査局国民所得課長

専門委員 菱沼從尹 厚生大臣官房調査統計部計析課長
 専門委員 舟久保出 日本銀行統計局金融統計課長
 専門委員 白崎享一 国勢社社長

□ 小委員会委員（昭和32年5月1日現在）

小 沢 孝 雄	農林省農林經濟局統計調査部調整課	(第1・2・3・6小委員会)
佐 竹 五 六	農林省農林經濟局農政課	(第1小委員会)
関 谷 陽 一	農林省農地局計画部經濟課	(第1・3小委員会)
井 上 喜 一	農林省振興局植物防疫課	(第1・2小委員会)
林 太	農林省畜産局畜政課	(第1・6小委員会)
唐 沢 進	農林省畜産局衛生課	(第6小委員会)
芦 野 道 夫	農林省蚕糸局糸政課	(第1・2小委員会)
内 野 種 藏	農林省蚕糸局糸政課	(第1・2小委員会)
安 藤 善 親	食糧庁総務部企画課	(第1・2・6小委員会)
甲 斐 原 一 郎	林野庁林政部調査課	(第1・2・6小委員会)
高 橋 昭	林野庁林政部調査課	(第1・2・6小委員会)
大 石 清 一 郎	水産庁調査研究部調査資料課	(第1小委員会)
荒 居 辰 雄	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課長	(第2小委員会)
原 子 恭 一	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課長	(第2小委員会)
村 山 武 夫	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計管理官	(第2小委員会)
川 島 信 夫	通商産業大臣官房調査統計部機械統計管理官	(第2小委員会)
佐 藤 篤 輔	通商産業大臣官房調査統計部纖維統計管理官	(第2小委員会)
井 沢 馨	通商産業大臣官房調査統計部化学統計管理官	(第2小委員会)
河 合 重 男	通商産業大臣官房調査統計部雜貨統計管理官	(第2小委員会)
木 村 義 男	通商産業大臣官房調査統計部石炭統計管理官	(第2小委員会)
千 葉 福 寿	通商産業大臣官房調査統計部鋳業統計管理官	(第2小委員会)
瓜 生 義 臣	通商産業大臣官房調査統計部鋳業統計管理官	(第2小委員会)
広 田 正 雄	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課	(第2小委員会)
楠 本 利 国	通商産業大臣官房調査統計部商業統計課	(第2小委員会)
滝 沢 農	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課	(第2小委員会)
土 橋 登 志 雄	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課	(第2小委員会)
丸 山 大 典	通商産業大臣官房調査統計部工業統計課	(第2小委員会)
福 田 久 光	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計調査室	(第2小委員会)

鈴木一信	通商産業大臣官房調査統計部鉄鋼統計調査室	(第2小委員会)
穗山広胤	通商産業大臣官房調査統計部機械統計調査室	(第2小委員会)
日暮時郎	通商産業大臣官房調査統計部機械統計調査室	(第2小委員会)
三枝喬光	通商産業大臣官房調査統計部機械統計調査室	(第2小委員会)
松高守正	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計調査室	(第2小委員会)
芝村靖夫	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計調査室	(第2小委員会)
海老原俊彦	通商産業大臣官房調査統計部繊維統計調査室	(第2小委員会)
寿武雄	通商産業大臣官房調査統計部化学統計調査室	(第2小委員会)
海老原忠三	通商産業大臣官房調査統計部化学統計調査室	(第2小委員会)
山名鉄三	通商産業大臣官房調査統計部雑貨統計調査室	(第2小委員会)
松井達男	通商産業大臣官房調査統計部雑貨統計調査室	(第2小委員会)
寺光昇	通商産業大臣官房調査統計部鋳業統計調査室	(第2小委員会)
伊藤周一	通商産業大臣官房調査統計部鋳業統計調査室	(第2小委員会)
大沼善吉	通商産業大臣官房調査統計部鋳業統計調査室	(第2小委員会)
寺田清一	通商産業大臣官房調査統計部石炭統計調査室	(第2小委員会)
雨宮達男	通商産業省公益事業局公益事業調査課	(第5小委員会)
富沢達也	通商産業省公益事業局ガス課	(第5小委員会)
金巻晴雄	通商産業大臣官房調査統計部管理課	(第2・3・5・6小委員会)
内山諫	建設大臣官房調査統計課	(第3小委員会)
今沢豊正	建設省計画局総合計画課	(第3小委員会)
小沢栄蔵	建設大臣官房建設業課	(第3小委員会)
北畠照躬	建設省住宅局住宅総務課	(第3小委員会)
江副邦夫	大蔵大臣官房調査課	(第4小委員会)
西海枝満寿夫	大蔵大臣官房調査課 (1956年6月まで)	(第4小委員会)
天谷良三	大蔵大臣官房調査課	(第4小委員会)
遠藤英男	運輸大臣官房企画課	(第3・5小委員会)
斉藤薫治	運輸大臣官房企画課	(第3・5小委員会)
尾上寅雄	運輸省海運局海運調整部調査課	(第5小委員会)
長岡日出雄	運輸省鉄道監督局総務課	(第5小委員会)
辻村弥太郎	運輸省自動車局総務課	(第5小委員会)
松原恒三郎	運輸省港湾局倉庫課	(第5小委員会)
山崎政男	運輸省港湾局港政管理官付	(第5小委員会)
馬場英之丞	運輸省航空局参事官付	(第5小委員会)
浅井章	日本国有鉄道経理局統計課	(第5小委員会)
田中恵造	郵政省経理局統計課	(第5小委員会)

中野晴康	郵政省経理局統計課	(第5小委員会)
市川康信	郵政省経理局統計課	(第5小委員会)
田部井勉	郵政省経理局統計課	(第5小委員会)
荒武喜平次	郵政省郵務局管理課	(第5小委員会)
屋代弘賢	郵政省貯金局規画課	(第5小委員会)
浜崎芳雄	郵政省簡易保険局数理課	(第5小委員会)
田中弘	郵政省電波監理局総務課	(第5小委員会)
横川重衛	総理府統計局調査部国勢統計課	(第6小委員会)
坂本八郎	総理府統計局調査部国勢統計課	(第2・3・5・6小委員会)
椎名甫	総理府統計局調査部国勢統計課	(第6小委員会)
守岡隆	総理府統計局調査部労働力統計課	(第6小委員会)
時田政之	総理府統計局調査部労働力統計課	(第6小委員会)
安藤鎮正	総理府統計局調査部経済統計課	(第6小委員会)
甲高忠男	総理府統計局調査部製表第二課	(第6小委員会)
島村登男	総理府統計局調査部製表第三課	(第6小委員会)
竹内喜好	文部省調査局統計課	(第6小委員会)
前田正久	厚生大臣官房統計調査部計析課	(第6小委員会)
河田竹三郎	厚生大臣官房統計調査部計析課	(第6小委員会)
星野幸治	労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課	(第6小委員会)
四元善寛	経済企画庁調査局統計課	(第6小委員会)
北山直樹	経済企画庁調査局国民所得課	(第6小委員会)
岩上静哉	日本銀行統計局金融統計課	(第2・4・6小委員会)
永池国雄	日本銀行統計局金融統計課	(第2・4・6小委員会)
渡辺喜夫	日本銀行統計局金融統計課	(第2・4・6小委員会)

ハ 幹 事 (昭和32年5月1日現在)

北川豊	行政管理庁統計基準局統計審査官
水沼登	行政管理庁統計基準局審査室
吉田茂	行政管理庁統計基準局審査室
小沢孝雄	農林省農林経済局統計調査部調整課
金巻晴雄	通商産業大臣官房調査統計部管理課
内山諫	建設大臣官房調査統計課
天谷良三	大蔵大臣官房調査課

齊藤薫治	運輸大臣官房企画課
坂本八郎	総理府統計局調査部国勢統計課
星野幸治	労働大臣官房労働統計調査部雇用調査課
前田正久	厚生大臣官房統計調査部計析課
中野晴康	郵政省経理局統計課
竹内喜好	文部省調査局統計課
岩上静哉	日本銀行統計局金融統計課（昭和32年3月まで）
永池国雄	日本銀行統計局金融統計課（昭和32年4月より）

第2章 標準産業分類改訂要旨

昭和24年10月、日本標準産業分類の決定を見、これは指定統計などの多くの重要な統計調査に使用されるに至った。しかるに、昭和5年初めて産業分類を作成した際に内閣訓令第3号をもつて、これが統一的使用を図り、さらに昭和15年産業分類を改正した際も各省これを共通に使用するよう次官申し合せをおこなっているが、実際は統一的使用がおこなわれていない。したがってこれらを廃止すると共に新たに作成した日本標準産業分類によつてその統一を図る必要が生じてきた。

ここにおいて統計委員会は昭和24年12月23日第12回統計委員会および昭和25年4月28日の第17回統計委員会でこの問題を審議した結果、日本標準産業分類の使用を統計法による政令として制定することになり、このために必要な研究がおこなわれた。

日本標準産業分類の使用を政令として制定するにあたり、第一に考慮すべきことは日本標準産業分類が数多くの統計調査にたいし、どの程度無理なく適用できるかという点にある。昭和24年10月日本標準産業分類の決定を見てより一箇年有余を経過し、この間実地に使用した結果や、わが国産業構造上におけるある産業部門の重要性の変化、あるいは産業部門に含まれる個別産業をわが国の実情に合せて改廃する必要性などが考えられた。よつて産業分類専門部会では各小委員会ごとに改訂作業をおこない、昭和26年3月改訂の成案をえ、これによつて政令の制定をえたのである。

しかるに昭和27年4月28日講和条約の発効によるわが国産業の変化などに基き、さらにわが国情に合致するための改訂をおこなう必要が生じたので、昭和28年3月第2回の改訂をおこない、さらに昭和29年2月第3回の改訂によつて、新に武器製造業を新設して今日にいたつたのであるが、その後各種統計調査の利用上数多くの問題が生じ、今日ここに第4回の改訂をおこなつたのである。今回の改訂により細部にわたれば相当の差異を認めるが、これについては「第7章第4回改訂（昭和32年5月1日）の説明」を参照されたい。

第3章 分類上の一般原則

第1項 産業の定義

ここでいう産業とは、原則として、事業所において業としておこなわれる経済活動をいう。教育、宗教、公務、非営利団体などの諸活動は、産業分類における従来の伝統および国際的慣行にしたがってここでは産業に含ませる。しかし家庭内における主婦の家事労働は含まない。

第2項 標準産業分類

産業には多種類のものがある。個々の産業の種類は事業所においておこなわれる経済活動の種類によつて区分される。産業の種類を体系的に区分したものが産業分類である。産業を分類する方法は、目的によつていろいろ考えられるが、この分類をとおして相互の比較を可能ならしめるように体系づけたものがこの標準産業分類である。この分類は主として統計調査の対象における産業の範囲を確定したり、統計調査の結果を表示するために用いられる。標準産業分類では、主として次のような諸点に着目して産業の種類を体系的に分類した。

- 1 生産される物または提供されるサービスの種類
- 2 事業所の技術的構造、原材料の性質
- 3 分類項目は、事業所の数、従業員の数、仕事の量、雇用および賃金変動ならびにその他重要な経済事象を考慮して設けること。

この産業分類は、事業所を対象とする経済活動の分類であるから個人を対象とする職業分類とか、商品を対象とする商品分類などと異なるものである。

またこの産業分類では、国営であろうと、民営であろうと、同一経済活動をおこなうものは同一箇所分類する。

第3項 事業所の定義

ここでいう事業所（エスタブリッシュメント）とは、「物の生産またはサービスの提供が業としておこなわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、精錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画をしめて経済活動をおこなっている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位として取扱う。同一構内に二つ以上の事業所があるとは原則として考えない。しかし同一構内であつても経営主体が異なれば別の事業所として取扱うことはもち論である。たとえばマ

ーケットの一部を借りて営む別経営の商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。

事業所はときには住居と一緒になっていることがある。

また経済活動のおこなわれる場所は一定しているのが普通であるが、ときには一定しない場合もある。たとえば行商人とか、鑄掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上その住居を事業所とみなすのである。また農家や漁家などについても業主の住居を農業または漁業活動に関する事業所とみなすのである。

- 〔注〕 1 同一構内とは、一般的には何らかのかこいをもつた場所で、関係者以外、外部の人の立入りが自由に許されていない場所をいう。同一構内であるかどうか不明瞭な場合があれば、貸金台帳と経営諸帳簿とが同一である範囲を一個の事業所とみなすことにする。
- 2 近接した二つ以上の場所で経済活動がおこなわれていても、それらが貸金台帳と経営諸帳簿とが同一である場合には、一個の事業所とすることがある。また詰所、派出所のように日々従業員も異り、賃金の支払いもおこなわれないようなものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合がある。
- 3 事業所を対象とする調査において、全事業所をとらえようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。全事業所を完全にとらえることは難事である。また事業所の有無を確定するのが困難な場合もある。したがって調査の目的に応じて事業所の定義に若干の差異があるのはやむをえない。たとえば家庭の一部で仕事がおこなわれているとき、
- (イ) そこにすべて事業所があるとみなす場合もあるし、
 - (ロ) 事業からの収入が収入の主な部分をしめている世帯に限って事業所があるとする場合もある。あるいは
 - (ハ) 雇用人または使用者のある場所に事業所を限ることもあり、
 - (ニ) また店舗があるとか看板類似の社会的標識のある場所に限る場合もある。
 - (ホ) 特定の元請業者のもとで多くの下請がなされている場合、事業所をその元請業者のもとに一括する場合もある。
- 4 農家、漁家の場合、同一構内（屋敷内）で他の種類の経済活動がおこなわれていても、原則としてそこに複数の事業所があるとはしない。この場合、その事業所の経済活動の種類は、後述する主要業務の取扱い方によつて決定される。ただし主要業務を決定し難い場合には店舗、工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。
- 5 鉄道業においては、同一構内にいくつかの機関がおかれていることがあるが、この場合にはそれらの機関ごとに別の事業所があるものとする。

第4項 産業分類適用の単位

産業分類適用の単位は、一事業所ごとである。この原則によらないものは建設業である。

建設業については、請負業者の場合は、建設作業のおこなわれる現場を分類の単位とせず、本店（個人企業などで本店のような事務所を持たないときは企業主の自宅）、支店、またはその他の事務所で、常時建設工事の請負契約を結ぶ事務所ごと一括して分類の単位とする。国、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体の場合には、建設工事をおこなうために設けた工事事務所またはこれに類する事務所ごと一括する。ただし、地方公共団体が工事事務所をもたないで直営工事をおこなうときは、その工事を管轄する地方公共団体の課または係の所在地に事業所があるものとみなす。また土地改良区、水害予防組合、その他の団体の場合には建設工事をおこなうために設けた工事事務所を単位とし、工事事務所をもたず直営工事をおこなっている場合には、組合などの事務所または代表者の自宅に事業所があるものとする。

〔注〕 従来、運輸通信業およびその他の公益事業（倉庫業、通信業および運輸に付帯するサービス業を除く）について産業分類を適用する場合には、事業所を単位とする取扱いの例外として、会社ごとに一個の分類の単位として取扱ってきた。今回は、この特例を改めて原則として経済活動がおこなわれる場所または機関ごとに分類の単位とすることとした。ただし、調査の目的と方法によつては、この原則によるのが不適当または困難である場合には、経済活動がおこなわれる場所（または機関）を統轄する上級機関を分類の単位とするものとする。

第5項 公務の範囲と単位

産業分類は経済活動の種類による分類であつて、国営であろうと、民営であろうと、同一の経済活動は同一箇所に分類するのである。したがつて産業分類の項目としての公務に分類されるものは、国または地方公共団体の機関のうち、中央官庁およびその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など立法事務、司法事務および本来の行政事務をおこなう官公署であつて、その他のものは一般の産業と同様にそのおこなう業務によつてそれぞれの産業に分類される。国や地方公共団体がおこなう業務はきわめて広い範囲にわたつており、その機構も複雑であるから、どの業務が本来の行政事務であり、どの業務が一般産業と同じ種類のものであるかを決定することは困難である。本分類においては、大分類M-公務の総説においてこの取扱いに関する通則をかけたこととし、分類表の内容例示とあいまつて公務の範囲を明らかにするようにつとめた。

公務の分類の単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とするのである。ただし詰所や派出所のように日々従業員も異なり、賃金の支払いもおこな

わず一単位の事業所とみられないものは、場所が離れていても別個の事業所としない場合があることは前述のとおりである。また同一場所であつても、法令により独立の機関として置かれている組織体は原則として一事業所となる。

第6項 事業所の産業は主要業務により決定される

事業所の定義については第3項で、産業分類を適用する単位については第4項でのべた。次におこる問題は、何によつて産業を決定するかである。一事業所内で異種の経済活動がおこなわれている場合には、その事業所の産業は主要な経済活動に着目して決定される。これは事業所の内部においておこなわれる経済活動には各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合、事業所の産業は主要業務によつて、すなわち特定生産品（生産品集団）または特定の取扱う商品（商品集団）あるいは提供する特定サービスに帰属する過去一個年の総収入または総販売額の最も多い事業によつて決定するのである。総収入からは偶然の要素によつて影響をうけている部分を除かなければならない。

この原則によることが明らかに不適当な場合は、従業員の数または設備が用いられることがある。たとえば、製鉄または洋紙製造の場合のように高炉の有無、パルプ製造設備の有無など、設備に着目して産業を決定する場合があるし、また可塑物製品製造、食用精製油脂製造などの場合に、それが一貫作業としておこなわれている事業所は、最終製品によらず設備に着目して化学工業に分類するが、原料を購入して同一製品を製造する事業所はその製品によつてそれぞれの産業に分類するようなものである。

次に一個年内に事業の転換がおこなわれた事業所については、必ずしも一個年間の総収入によらず、この転換が、将来もとの事業にもどる意志のないものであれば、たとえその総収入が少くとも転換事業を主要活動とするのである。しかし転換が一時的であつて、事情が許す限りもとの事業に復帰する考えであり、また設備などからみて可能であれば、たとえ総収入が少くとも先の事業をもつて主要活動とするのである。また、季節によつて定期的に事業を転換する場合には、調査期日におこなう事業とは関係なく一個年間の総収入によつて主要業務を決定するのである。

休業中または清算中の事業所の産業は、営業中、または清算に入る前の経済活動によつて決定する。また設立中の事業所は開始する経済活動によつて産業を決定する。廃業した場合には、事業所も存在せず産業もないとするのが調査における通例の取扱いである。

管理事務をおこなう本社、出張所などは管理される主たる事業所と同一産業に分類する。ただし卸売を主とする出張所などは卸売業に分類される。

〔注〕 従来は、一事業所においておこなう経済活動が主事業所の付随事業であつて一般を対象としない場合には、その事業所の産業は主事業所の産業と同じ産業に分類されていた。たとえば製造工場専属の発電所とか、デパート専属の倉庫とかは、電気業または倉庫業としないで、それぞれ製造業または百貨店とした。しかし、今回は自家用補

修工事および鉄道業について特例をみとめた以外は付随事業所の取扱いをやめてそれぞれの主要経済活動によつて分類することとした。ただし、調査の目的によつては、修理工場、変電所、倉庫、車庫、包装運搬所、通信所、集荷所など一定の範囲の経済活動に限つて主事業所に専属する付随事業所の活動をみとめ、

(イ) それを主事業所と同じ産業に分類するとか、あるいは

(ロ) 主事業所におわせて一個の事業所として取扱う場合があるものとする。

第7項 個人を対象とする調査への適用

国勢調査のように各個人を対象とする調査において、各人がどのような産業に属しているかを調べようと思えば、各個人について、事業所はどこであり、その事業所はどんな経済活動をしているかを尋ねなければならない。個人を調査対象とすることによつて家庭に雇われる女中や文筆家や単独の大工のような職業と産業とが密接に関連しているものもとらえられることになり、有職業者と有産業者の数は一致する。

また個人を対象とする調査においては、事業所の経済活動を実地に事業所に行かずに間接的に尋ねなければならないことがでてくる。このような場合には事業所の経済活動について詳しいことはききがたいので、産業分類の適用も比較的あらい段階にとどまるのが普通である。

第8項 その他

この分類を通じて、個人経営の農林漁業にたいする販売ないし賃加工サービスの提供は一般消費者世帯にたいするものと同様に取扱う。また同一企業に属する事業所間の商品の移動またはサービスの提供は、販売または対価をうけとつておこなうサービスの提供と同様に取扱うものとする。

第4章 本分類に採用した10進分類法

この分類は大分類、中分類、小分類、細分類という4段の分類であり、分類記号としてはアラビア数字を使い、分類項目をたてる場合には原則として10進法を用いている。すなわち1個の大分類を10個以内の中分類に分類し、さらに各中分類を10個以内の小分類に、各小分類を10個以内の細分類に分類することである。

しかしながら本分類の大分類項目数は14個あるので大分類の見出しのために便宜上アルファベットを用いたが、各分類記号の第1位の数字をみれば大分類の位置が大体わかるようになってきている。また1個の大分類に属する中分類項目数を10個以内には分類しきれない場合もあるので中分類記号は全項目を通じて100進法を用いて各中分類項目の位置を明示することにした。このようにして中分類は2桁の数字で、小分類は3桁の数字で、細分類

は4桁の数字で示され、数字の桁数によつてその分類項目がどの程度の分類であるかがわかる。このような編成をする利益は、将来分類項目の増減をおこなうときに全体系を変更せずに容易に部分的修正をすることが可能であり、また製表するとき、ことに機械集計をする場合に能率化することができる点にある。

ここに注意すべきことは第1に3桁目、4桁目に0の数字を用いないこと、第2に3桁目、4桁目の9の数字に特殊の意味があることである。第1について3桁目、4桁目に0の数字を用いないのは、たとえば02という中分類項目を4桁であらわす必要があるとき0200と書きあらわすための便宜を考慮したものである。したがつて3桁の分類記号はたとえば020からはじまらないで021からはじまり、また4桁の分類記号はたとえば0210からはじまらないで0211からはじまる。

第2の場合すなわち3桁目、4桁目の9の数字であるが、ある分類項目を細分するに当つて数個の分類項目を設け、その他は一括して「雑」あるいは「他に分類されない」とすれば充分である場合に、最後の「雑」分類項目であることを示すために番号をとばして9の数字を用いる。このようにすれば必要に応じて「雑」分類項目の中から容易に分類項目を抜きだして独立項目にすることができる。ただし9個の分類項目に空なく分類しきるときも9の数字を用いることがあるから9の数字には2通りの意味がある。

第5章 標準産業分類の各項目名と説明 および内容例示

本分類は四段に別れ、これを示すのに各分類項目の名称と10進法による数字を付加してある外、各項目に説明と、主な内容が例示してある。さらに紛らわしいものについては、各項目の内容説明中に、正しい所属項目の位置が示してある。(第1部製造業以下参照)
○印はその項目に含まれるもの、×印は他の項目に含まれるものを示す。×印に掲げた産業の所属項目は〔 〕で示す分類番号および内容の説明によつて知ることができる。

なお、この外に五十音順に産業名を列挙し、その所属項目の分類番号を付した索引表改訂版も続いて刊行する予定である。

第6章 産業分類に関する政令およびその解説

第1項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令

昭和26年4月30日政令第127号抄

改正昭和27年7月31日政令第297号

内閣は、統計法（昭和22年法律第18号）第3条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（用語の定義）

第1条 この政令において、左の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1 統計調査 統計法第3条に定める指定統計調査並びに届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年政令第58号）第2条の規定によつて届出を要する統計調査（以下「届出を要する統計調査」という。）のうち、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行及び日本商工会議所が行うものをいう。
- 2 調査実施者 指定統計調査の実施者並びに届出を要する国の機関、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本商工会議所をいう。

（産業分類）

第2条 調査実施者は、統計調査の結果を産業別に表示する場合には、行政管理庁長官が公示する分類の基準及び分類表によらなければならない。ただし、特に必要がある場合には、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類項目のいずれかを集約することができる。

- 2 調査実施者は、前項の規定によつて使用した分類及び分類表の名称を当該統計調査の結果の表示に記載しなければならない。

第3条（略）

（特例）

第4条 調査実施者は、この政令により難い場合においては、行政管理庁長官の承認を得て、これと異なる分類を用いることができる。

附 則

この政令は、昭和26年5月1日から施行する。ただし、この政令施行の日前に実施した統計調査（継続して実施している統計調査のこの政令施行の日前に実施した部分を含む）の結果を表示する場合には適用しない。

第2項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の第2条（産業分類関係）および第4条（特例）の解説

1 第2条第1項の解釈について

（イ）第2条第1項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によつて表示する場合をいう。したがつて事業所を調査単

位とする調査においてはもち論、人の属性を産業別に表示する場合も、その人が所属する事業所の経済活動の種類によつて表示するものとする。ただし、時によつては事業所以外のたとえば企業、作業などを調査単位とする調査もあるが、その場合においては企業または作業の経済活動と解してここに含まれるものとする。

(ロ) 第2条第1項の「行政管理庁長官が公示する分類表によらなければならない。」とは、行政管理庁長官が公示する分類表（以下公示分類表という）そのままによらなければならないということである。ただし、統計調査の結果を表示するのに、必ずしも公示分類表の全体系を表示しなければならないという意味でなく、当該統計調査の結果を表示する必要な範囲の分類項目が、公示分類表にある項目そのままであればよい。たとえば公示分類表で製造業に関する部分の分類表のみを必要とする場合は、製造業以外の分類表を表示する必要はない。

また、公示分類表に大分類、中分類、小分類および細分類の四段階があるので、そのうちの一分類だけをそのまま使用してもよい。しかし、これをくくつて上位の分類表を用いる場合には必ず公示分類表そのままではなければならない。

(ハ) 第2条第1項の「但し、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目についてその直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれを集約することができる」とは、公示分類表そのままによれない場合は、公示分類表の項目について、大分類項目以外の項目を細分あるいは集約し、かくて得た分類表によつて統計調査の結果を表示することができることをいう。ただし、公示分類表の項目を細分し、あるいは集約する方法はつぎに定める所によらなければならない。すなわち

(1) 公示分類表の大分類項目は集約することができない。いいかえれば公示分類表の大分類項目を集約して、これ以上簡単な分類表にはできないのである。

(2) 公示分類表の中分類項目およびそれ以下の下位分類項目は、細分もしくは集約することができる。

(i) 細分するにはつぎの方法による

たとえば、所要の分類項目が中分類項目を細分して得られるとき、その細分の方法は、細分しようとする中分類項目に属する小分類項目のいずれかを、そのまままたは小分類項目の幾つかを合せたものを中分類に引き上げてこれを細分する項目に使用するか、あるいはまたいずれかの一つの小分類項目を細分したものを中分類に引き上げて、これを細分する項目に使用するか、いずれかでなければならない。このことは小分類についても同様であるが、細分類をさらに細分する場合は調査実施者の自由である。

(ii) 集約する場合はつぎの方法による

所要の分類が公示分類項目を集約してえられる場合は、同一中分類項目に属

する公示分類表の小分類項目そのままを集約し得るが、異なる中分類項目にわたって公示分類表の小分類項目を集約することはできない。また、幾つかの小分類項目の内容の一部をとってこれを集約し新しい分類項目を設けることもできない。このことは公示分類表の中分類項目あるいは細分類項目を集約する場合も同様である。

2 第2条第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類および分類表の名称を当該統計表の表題もしくは注記などに明示しなければならない。この場合は、分類の名称は「日本標準産業分類」分類表はその内の大、中、小、細分類のいずれによつたかを記載することとする。

なお、集約細分をおこなった場合はその箇所または方法についての注を併記すること。

3 第4条の規定にもとづく手続について（特例）

第2条第1項（産業分類関係）および第3条（疾病、傷害および死因分類関係）の規定にもとづいて、所要の分類を得ることができない場合は、第2条第1項および第3条の規定にもとづく以外の分類を使用することができる。ただし、この場合は、行政管理庁長官にその理由を付して、当該分類を統計調査の結果の表示に使用することの承認申請をすること。

右の承認申請にはつぎの事項を記載すること。

産業分類についての記載事項

(イ) 調査実施者名

(ロ) 統計調査の名称

(ハ) 調査の単位および調査の範囲

(ニ) 使用する分類表（できれば分類の作り方および公示分類表との比較表ならびに使用方法を添記する）

4 分類の基準について

行政管理庁長官が公示する産業分類の分類基準は、当分の間、行政管理庁刊行の「日本標準産業分類第1巻分類項目名、説明および内容例示」に掲げる分類基準を準用するものとする。

第3項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類

◎昭和26年4月30日統計委員会告示第6号（昭和26年5月1日施行）

◎改正昭和28年3月31日行政管理庁告示第8号（昭和28年4月1日施行）

◎改正昭和29年2月27日行政管理庁告示第4号（昭和29年3月1日施行）

◎改正昭和32年5月1日行政管理庁告示第19号（統計調査に用いる産業分類並びに疾

病，傷害及び死因分類を定める政令〔昭和26年政令第127号〕第2条の規定に基き，昭和26年4月統計委員会告示第6号〔統計調査に用いる産業分類の名称及び分類表を定める件〕の一部を次のように改正し，昭和33年1月1日〔以下適用期日という。〕以後に実施する統計調査〔継続して実施している統計調査の適用日以後に実施する部分を含む〕の結果の表示に適用する。ただし，適用日前においても改正後の分類表によることができる。）

統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基いて，分類の名称及び分類表を次のように定めた。

昭和26年4月30日

統計委員会委員長 大内兵衛

- 一 分類の名称 日本標準産業分類
- 二 分類表 （第3部分類項目表参照）

第7章 第4回改訂（昭和32年5月1日）の説明

統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基き，昭和26年4月統計委員会告示第6号（統計調査に用いる産業分類の名称及び分類を定める件）の一部をつぎのように改正し，昭和33年1月1日以後に実施する統計調査の結果の表示に適用する。ただし適用日前においても改正後の分類表によることができる。

第1項 新旧項目比較表（説明および内容例示の変更を除く）

今回の改訂は，分類項目の新設，移行，削除，分類項目名および説明ならびに内容例示の変更，追加など多岐にわたるものである。下記の新旧項目比較表は改訂後および改訂前の項目表の全体系であり，その改正点を比較したものである。ただし，微細な改正点まではあげつくしていない。

（注）左端の記号はつぎのことを示す。

- ⊖ 一般原則に関係ある変更
- ⊕ 大分類間にわたる変更
- ⊕ 中分類間にわたる変更
- ⊕ 小分類間にわたる変更
- ⊕ 細分類間にわたる変更
- ⑦ その他の変更（名称変更，番号変更，内容の不備補完など）